

撃がこうむってきて、何か7月1日の通達で、同じ市の中に通院先をなさいと通達が出るということで、私の非常に親しい人も、横浜市内に住みながらほかの市に行っているんです。それはなぜかという、最初のいわゆる医療初診の状況が通院ではなくて入院からスタートしたと。入院して退院して居住区を横浜市内にした。たしか横浜市でした。だけれども、その先生がとても信頼できる。

○中村社会・援護局長

よろしいですか。幾つか数字のお話と、それから先ほどやや答弁漏れの的などところがあったので申し上げますと、資料2のお話で先ほど来、障害者の方の数の問題で1ページの数字、あるいは手帳の交付の問題、年金の問題、様々な数字を出しております。どういう認識かということもご質問にありましたけれども、まさに今の実態はこういう実態であり、法律上も障害者の範囲の問題を見直しの際検討しろと言われておりますので、我々としては様々な数字があるということ資料2でお出しし、資料3の2ページで、そういう中で障害者自立支援法の自立支援給付として利用状況を見ると、2ページに書いておりますように、3障害、さらに障害児の方を合わせて44万人の方が、いわゆるこのサービスを使っておられるという状況になっているという、本日のところは評価ではなくて事実をご報告したということで、これについてまたその手帳の発行の問題でありますとか、障害年金の認定と障害者の範囲を考える際にどう考えるかと、そういうようなご議論がございましたら、それはまた議論をしていただきたいと思えます。

それから、広田委員からの生活保護のお話は、ちょっと本題にそれますので余り長く時間とりたくないんですが、私が先ほど申し上げたのは、埼玉の方と千葉の方と東京のお住まいの方が1つの事業所を、東京にある事業所を使った場合に、統計としてこの集計の仕方では3カ所になるということをご説明したわけです。生活保護で医療を受けている方について、基本的には生活保護の医療というのは身近なところで受けていただくというのがそもそも原則になっています。滝川の事件で今度基準を明示したというのは確かですが、原則として福祉事務所の管内で、身近なという意味でお受けくださいということをお願いしているんですが、それによりがたい場合についてはご事情をよく伺いますので、何か隣の市に行かなければならない事情があった場合で合理的な事情である場合は、福祉事務所のほうできちんと判断されると思えますので心配はないと思えます。ちょっとここは保護の問題ではないので、このくらいでその辺は勘弁させていただきたいと思えます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

ほかに、皆様ございませんでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

○高橋部会長代理

これからデータの分析されるということで、そのときにご検討していただきたく、お願いが3つございます。

1つは、資料3の5ページですか、小規模作業所の新体系の移行状況の中で廃止というのがありますけれども、これがどういう形の廃止なのか、何方所か統合しての廃止なのか、あるいは単に閉鎖ということなのか、要するに利用者の方がその後どうなってしまうのかということが気になる場所なので、どういう形の廃止なのかということをお教えいただけたらと思います。

それから、移行した場合に、大体その施設が多機能型になるのかどうかです。3障害を全部受け入れるという形は非常に重要なことで、ある障害の支援者、サービス提供者がほかの障害の特性を知るといことは、障害の理解が進み、逆に言えば偏見や誤解を是正していく方向で非常に重要なことだと思いますので、この移行した施設が多機能型であるのかどうか、それを教えていただきたいと思います。

それから、10ページ目ですけれども、精神障害者の地域移行の中で、退院可能な精神障害者数4.9万人と出ていますが、これまでは7万人以上という数が出ていたわけですが、それとややかけ離れているので、それがどういうことでかけ離れているのか。あるいは今後はこれが、実態の数として公的というか、あるいは国でお認めになる数になるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

もう一つ、希望でございますけれども、今後の論点の一つに、先ほど新保委員もお話を取り上げられていましたけれども、ぜひケアマネジメントの在り方ということをお話ししていただきたいと思います。といいますのは、ケアマネジメントはこの自立支援法で初めて制度化されたというその意義は大きいわけですが、実態としては本当にシンプルなプリミティブな形でのケアマネジメントであって、単なるサービスをリンケージするブローカータイプでは、身体障害の方のニーズにはこたえられるのかなと思いますけれども、精神とか知的の障害の方にとっては、それだと不十分だと思うんです。ですから、今後もっとニーズに沿って念入りにアセスメントをする、フォローアップをする、モニタリングをする。そういう場合によっては緊急的な危機管理もすぐできるようなそういったケアマネジメントを目指すべきではないかと思っておりますけれども、その辺の議論をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○潮谷部会長

今の問題につきましては、ケアマネの問題は与党PTから指摘をされていること以外のところがございますので、これについて今後どのようにするかは、後でご返答いただきたいと思います。

ほかに、星野委員。

○星野委員

星野でございます。

障害者自立支援法が成立する条件として、資料5の3ページから10ページまで、附則あるいは附帯決議と並んでページが進んでいるわけですが、まさに成立の条件となって3年を目途としてという言葉が最初に出てくるわけですが、その間2年連続で特別対策あるいは緊急措置と出てきました。しかし、それぞれ特別対策なり緊急措置なり、20年度までとか実質的に継続という言葉も並んではおりますが、基本的な議論で成り立っているわけではない。この附則あるいは附帯決議の進捗状況を、今後3年の、施行後3年ということで、この秋本格的議論というのであるならば、何がどこまでどういう議論が進んできているのかということ整理してお示ししていただきたいというふうに思います。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

ほかに、堂本委員。

○堂本委員

ありがとうございます。

私は前回のこの障害者部会も出させていただいたので思うこと非常に多いわけです。あれだけ熱心に議論をしながら、実際に施行されてからいろんな問題点が指摘されるようになって、大変何かあれだけ考えたけれどもというような思いを多く持ちました。一番、今はっきり申し上げたいことは、理念として私は、身体・知的・精神という3障害が一元化、サービスの面でされたということについては、あのときも本当にうれしかったし、今もきちっとそれは評価をしていかなければいけない。初めてこの自立支援法でそういうことになったし、それからもう一つは、入所からその地域への移行ということが大きなテーマになっているということも、これも大変よいのではないかというふうに思っています。

ですので、問題はその先でございます。実際に実施してみたら、入所から地域への移行というのが、財政的な誘導というようなふうに見られるところが非常に多くて、グループホームなどで、きのうも実は行って見たんですけども、やはり働いている方が給与なんか余りにも評価されていない。そのために、構造的に自立支援法の目的と申しますか、私たちが本当に掲げた一つの旗印が、実際はそれが実行しにくいような法制度になっていた、構造になっていたということが一番大きな問題かなというふうに思っています。

2番目の問題、それは少なくとも余り大きな声では前回言われませでしたけれども、介護保険とそれから障害者の問題を統一するんだという考え方とか、それからバックグラウンドなどが当時はあったと思います。ですが、結局そうならなかった。とすれば、今回は

もう一回障害とは何なのかということ、あるいは福祉の原点に戻ってそのところを考える必要がある。これは与党PTの中にも先ほど書かれていましたけれども、そのところをやらなければいけないんじゃないかということがあります。

しかし、実はきのう行ったところが9人ほどいるグループホームだったんですが、ほとんどの方が千葉の非常に古い袖ヶ浦のセンターから、そのグループホームに移行して表情まで変わったと言っている人たちでした。長い人は30年、そして40年という人もいました。ですから、60代、70代の方がいるんです。つくづく思ったのは、確かに分けた。しかし、今はあの方たちお元気です。しかしあと10年たったらば、必ずや今度は高齢化して今度は高齢者と、障害者の高齢化ということが問題になってくると思います。そういったときに、あの当時統合しようということの背景には、これは国会の時代からそういうことありましたけれども、結局統合しよう何度かそういう話がありながら、結局今は2つ、2本になっている。しかし、今日拝見した資料の中では、そのところまでは多分まだ触れていない、将来の問題ということなのかもしれませんけれども、大変重要なことだというふうに思っています。

ここで私はつくづく思って、感想を申し上げれば、やはり知的障害の人はほとんど結婚されていない。お子さんもない。そうすると、ほかの普通の身体障害の方や、精神の方ではお子さんのいる方もあるかもしれません。しかし、多くの障害者は、そうじゃない人たちが子どもによって老後を見られるような、あるいはみとりをされるようなことからいえば、親御さんがものすごく心配する理由の一つは、どうやって最後まで生きられるのだろうかということだろうと思うんです。そのことが、やはり私たちにとってはとても大事な問題、それを視野に入れないで考えることは難しいんじゃないかというふうに思います。

先ほど、福島さんが言われたことが、私はとても大事だと思うんですが、ここでそういったことを議論した場合に、非常に抜本的な議論に、非常に技術的なこともあるかもしれませんが。それぞれ今までのご質問を伺っていると、具体的なこと、技術的なことを皆様ご指摘になっておられます。そういった具体的なこと、それから本当に細かい私たちが気がつかないようなことも、それぞれの団体の方はお気づきで指摘をされているわけでございますけれども、やはりそれは全部非常に抜本的な、本質的なところにまでつながってまいります。そうしたときに、最初に福島さんが言われたように、私たちは法改正のところまで議論できるのか、それとも親部会がどこまで決めるのか。あるいは与党PTが最終的に決めて、先ほど課長さんからのご指摘の中で、この部会で特にやっていただきたいことというところを見ますと、緊急に措置されるべき事項というような部分なんですね。そうすると、その部分についてのみここでは議論すべきなのかどうか、そのことについては、やはり明確にする必要があるのではないかと。

そして、先ほど福島さんが、座長のリーダーシップでそのところを決めるか。もしそのところが厚生労働省としてきちっとはっきりしていない、これはあくまでも与党PTの指摘でございまして、役所のほうからの方針として出されているわけではないと思いま

すけれども、もしそうであればそのことから議論すべきだとおっしゃることに私は賛同いたします。というのは、今日が1回目なものですから、これからは1つずつの項目について議論をすることになると思うので、そのときに多分福島さんは前回もおられたので、やっぱり議論が非常に散漫に、あらゆる障害の分野の方もおられるのと、それからあらゆる立場の人がいます。ですから、非常に話が、時間がどんなにあっても拡散して、座長は苦勞をすることに、潮谷さん、大変でいらっしゃいますけれども、というようなことなので、そのところをやはり整理する必要があるんじゃないかということがあります。

最後にもう一つだけ、これは具体的なことを申し上げたいんですが、やはり精神の部分で、例えば知的の場合に施設からそういったグループホームへの移行と違いまして、やはり長い入院生活から今度はグループホームへの移行というのは大変難しいというのを実態として私たち見えています。ですので、やはりクライシスハウスとか、帯広なんかでとてもいい実践をやっておられるんですけども、千葉でも少しやらせていただいています、まだ帯広まではやっていません。そういったクライシスハウスのようなことを制度化していくということが、とても大事だというふうに変強く感じているものですから、それが具体的なことを一つだけ申し上げさせていただきます。

前回ずっと参加してきて、今度はちょっと私は違って、変わろうなんて思って出てきたんです。それは、もう本当に、何となく委員の1人としてこの前は発言してしましまして、問題点を。しかし、今、私は千葉県の知事なので、もう一人自治体の方おられるんですが、徹底してやはり自治体の立場から物を言わなきゃいけない段階に来ているということなので、その視点からぶれることのないようにして、これからお話を一緒に皆様とさせていただきたいというふうに思っております。

私は、質問というよりも、むしろもう一回、福島委員の言われましたことの繰り返しの部分と、どう位置づけるかということですね。そのことと、先ほど申し上げた構造的な問題まで入らないと、細かいところがなかなか解決できないということをどのようにこの部会としてはクリアしていったらいいのか。とても大事な部会だと思うので、大変効率よく、それからそれが親部会にしる、与党PTにしる、効果のある形で私たちの出す問題がそこに集約されていくことを、それで単に、通過儀礼の部会ではなくて、きちっとした実績のある部会、私たちがまたとても私は恥ずかしい思いをしましたから、もう一回恥ずかしい思いはしたくないと思います。この委員だったということについて、あのときに十分に言わなかったんじゃないかというようなことがないように、それぞれの委員が胸を張って、それぞれの団体なんかで説明できるような、そんな部会であってほしいなという、そういうことを申し上げて終わります。

ありがとうございました。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

時間軸の中で、何を今後きちっと論じていくのか。あるいはこれまでの継続性の中から見たこの部会の役割、そういったものについて事務局のほうから。

関連ございますか。はい、大濱委員どうぞ。

#### ○大濱委員

この部会の在り方について、第1回目ということで特に発言させていただきたいことは、今度の法改正に当たって、基本は安心して地域で暮らせるか、普通に暮らせるかということが一番この法律の原点だと思います。それが今きちっとなされていないということがありますので、やはり21年のこの法改正に当たっては、そこをしっかりとやっていただきたいと。

そのために必要なことは何かといいますと、地域に必要な拠点が無い。基盤整備ができていないということがあります。この基盤整備していただきたい。この基盤整備ができない原因は、介護職員が確保できないという現状があります。そこら辺を解決しないとこの問題は解決していきませんので、これを解決していただきたいと。

介護職員確保のためには、その報酬の問題、これはどうしても切り離せない問題ですので、報酬の問題をこの中で議論していただきたい。特に重度の報酬単価は低いため、重度訪問介護の事業所は、たちいなくなりつつあるため、重度の障害者が地域で暮らせません。このままでは非常に問題ですので、法改正に当たっては、重度訪問介護の報酬単価を含めて、報酬単価を見直してもらいたいということを申し上げたい。

この報酬単価につきましては、障害程度区分の在り方と非常に関係しております。障害程度区分がこの資料の中にもありますように、障害程度区分、資料の4の6ページをご覧ください。なっていただければいいと思いますが、自立支援給付の重度訪問介護は、国庫負担基準が設けられています。この国庫負担基準、これが障害程度区分とリンクしているわけです。この国庫負担基準は、ホームヘルプの国庫負担金が幾らということですので、時間数が必然的に決められてくるわけです。結局、この国庫負担金を上限としてホームヘルプのサービスの時間数が決まってくるという実態があるために、地域で生活できないという問題が起こっております。そこら辺をどうやってこの部会で解決していただけるか、これは非常に重要な問題点だろうと思っております。場合によっては、国庫負担基準の撤廃も含めた上で、将来的には見直しをしてもらいたいという、そこまで検討していかないとこれは解決しないということも考えられます。

次に障害の範囲の問題ですが、今回は発達障害が取り上げておられますが、その他の難病も含めた、高次脳障害など谷間の障害者たち、これをどうやってこの中へ今後組み入れていくのか、大変な問題ですけれども、ここら辺もきちんと議論していただきたい。

それと、サービス体系ですが、今非常に複雑なサービス体系です。これを何とかシンプルにして、分かりやすいようにしていただきたいと思っています。

以上ですが、資料について若干質問があります。資料のところ、資料3の地域生活支援

事業の4ページ目ですが、地域生活支援事業、これ先ほど局長が言われていましたけれども、これはコンピューターで上がってこない数字だそうですが、ここら辺の金額が全く出ていない。何%移行したという数字は出ていますが、金額が出ていません。できればどれぐらいの、それぞれの項目で例えばコミュニケーション事業でどれぐらい、移動支援事業でどれぐらいという、そこら辺の数字も出していただきたいというのが1点です。

それと、目玉になります就労移行ということがありますが、就労の移行について、ここに数字が11ページに乗っかっていますが、予定どおり3.9倍ということになっていますけれども、17年度から23年度に向けて、実際に19年度、現段階でこれがどの程度移行しているのか全く載っていないのですが、予定どおり本当に進んでいるのかどうか、検証が全くないのでこれも補強していただきたいと思います。

#### ○潮谷部会長

それでは、事務局のほうから、まずは今後の論点をということと、先ほど言われました福島委員のご意見と堂本さんの積み重ねの問題を含めて、まずそこを。

#### ○川尻企画課長

それでは、私のほうから今後の部会の進め方を中心にご説明させていただきます。それから、今まででのご質問が出たことにつきまして、次回データとして出させていただく部分以外のことを各課長からご回答させていただきます。

まず本障害者部会の位置づけでございますけれども、基本的に障害者自立支援法の見直しなどのご議論は、この部会でご議論いただくということでありまして、親審議会ですらに改めてご議論いただくという仕組みにはなっておりませんので、この部会でのご議論が審議会のご意思という形で受けとめさせていただくということになるかと思えます。そういう中で、各委員の皆様方から本日もいろいろご意見をいただきました。そのご意見につきましては、私どものほうで毎回意見にわたるところ、視点にわたるところは論点という形で整理をさせていただいて、それで毎回毎回そこを積み上げていくような、そういう形でご議論いただきたいというふうに思います。そういう中には当然政令とか予算だとかではなくて、当然法律を改正するということを見越した中での論点が出てくると思えますし、そういうものを私どもも期待をさせていただいているということでございます。

それから、先ほど私と与党プロジェクトチームのご紹介をした中で、ちょっと舌足らずだったのかもしれませんが、与党のプロジェクトチーム報告の中で、緊急に措置すべき事項と、それから法施行後3年後の見直しに向けて検討を急ぐ事項と書き分けている分野がございます。緊急に措置すべき事項といえますのは、実は20年度予算で手当てをなさいという意味でありましたので、それにつきましては20年度予算の中で大体手当てをさせていただいている形になります。したがって、それ以外の与党プロジェクトチームからご提案をいただいているような事項をご参考いただきながら、この部会でもって

どういふことをご議論いただくかをこれから整理いただければと思います。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

○堂本委員

部会長、ちょっと今の質問に対して質問があるんですが。

○潮谷部会長

ということでございますが……。

○堂本委員

今おっしゃいました、ここでいろいろな意見を聞いて、それを整理してそして積み上げていくというふうにおっしゃったんですが、それでいいのか。それともきちっと今日はこういう問題について議論するというテーマを決めて、その段取りをある程度事前に教えておいただければ、こちらもその日に来て、皆さんの意見を聞きながら、さっき福島さんは散漫という言葉を使われましたけれども、そうならないで済むと思います。それで、ですけども、ある例えば精神のことでやるときはほかは関係ないからとか、そういういろんな問題もあると思うので、そここのところの方針が、今おっしゃったように毎回意見を聞いて、それを整理して積み上げていくというのは、また散漫になりかねないと思うんですが。

○川尻企画課長

失礼しました。これは最後に申し上げようと思っておりましたけれども、今日は第1回目ということでございますので、特段分野を限らずご議論いただきましたけれども、次回から3回ぐらいというふうに考えておりますが、事前に案内通知の中で示させていただきますけれども、ある程度分野を区切った形でご議論をいただいて、そしてその後各団体からのヒアリングをしていただくという、そういう流れで前段は考えております。秋口になりましたら、先ほど言いましたように、別に検討会なども進めておりますので、その中でより具体的な提案が出てくれば提示をして、再度本格的なご議論をいただくと、こういう流れで考えているところでございます。

○堂本委員

ありがとうございました。



○潮谷部会長

それぞれ担当の事務方の方いらしていますので、今まで出たところでお願いいたします。

○蒲原障害福祉課長

障害福祉課長の蒲原でございます。

今、川尻課長から出たものと少しダブるところもあるんですけども、堂本委員のほうから3障害一元化という理念という話が出ました。また自立支援法をつくるときには、できるだけ地域で暮らす、あるいは就労という話がありました。恐らくいろんな理念として合意するところは相当あるんだと思うんです。ただ、おっしゃったように、実際に動いたときにいろいろと、いろんな状況が生じているというのもそういうことなんで、まさにそういういろんな状況が生じているところを踏まえて、だけれども理念に向かってどういうふうに変えていったらいいのかということを議論するというところで、恐らく川尻課長もそういう趣旨でやっていると思うので、私もそういうことでやっていきたいと思っています。

その上で、少し各論ですけども、ひとつ相談支援の話が数名の委員から出ました。やはり地域で暮らすということを考えたときに、サービス基盤をつくるということは当然これは大事ですけども、それをどう個々の人に結びつけていくかということがやはり大事だというふうに私思っております。その意味で言うと、現在の相談支援の状況というのは、まだまだ足りないところがあるんじゃないかというふうに思っています。先ほど私どもが出したデータでも、サービス計画作成費という個別給付になっているところもまだまだ十分に使われていないというデータがございました。実はその部分も、今年に入ってなるだけこういうケースは使えるという形で、少し使えるものを具体的に示して拡大しようということをやっていますけれども、そういう運用面にとどまらず、やっぱり相談支援をどうやるかといったことをひとつ大事なテーマとして受けとめてご議論いただければというふうにひとつ思っております。

2つ目は、就労の関係が何人かの先生からございました。小規模の移行だとかいろんなデータについては、別途また次回まで整理したいと思っていますけれども、やはり就業のいろんな個々の障害特性に応じた就労の支援の在り方、それは先ほど精神で出しましたけれども、恐らくそれぞれあると思うんです。そういうことだとか、あるいは厚生労働省ですから、当然ながら労働部局もありますんで、そういうところとより具体的にどういう連携をしていったらいいのか、それは単に国レベルだけじゃなくて、現場のレベルでの施策につながるよう連携なんかも非常に大事なテーマだと思っていますので、一生懸命これからやっつけていかなきゃいけないというふうに思っています。その意味で言うと、理念を大事にしながら個別のいろんなものを乗り越えていくということで、これからやっつけていかなきゃなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○福島精神・障害保健課長

精神・障害保健課長でございます。

先ほど7万人のご議論が川崎委員それから高橋委員からでしょうか、ございました。まず、7万人の話と4万9,000人の数の乖離でございますけれども、7万人は平成14年の10月の患者調査で、医療機関側に聞いた場合に医師が、いわゆる受け入れ条件が整えばという、どういう条件が整ったらそれが退院できるかということについては実は明示的に書いてございません。逆に言えば、どういう条件が整えばそれができるかということをこれから議論しなければいけない。まさにそのことが課題だと思っております。

この数の乖離でございますけれども、実は7万人の中に入院期間1年未満の方が3分の1いらっしゃる。あるいは疾病についていいますと、認知症の方が相当数いらっしゃるということもございまして、各都道府県で、この数4万9,000人は各都道府県が積み上げた、都道府県の障害福祉計画の積み上げの数でございますけれども、この現状値あるいは目標値を設定する際に、1年未満を対象としていなかったり、あるいは65歳以上、70歳以上について、これは介護保険のほうで対応すべきだということで対象にしていなかったところ、あるいは認知症は省いたところ、自治体によってそれぞれ異なっておりまして、これはあくまで各都道府県の数積み上げでこういうふうになっております。私どもとしては、もちろん7万人の、今、実は平成17年の10月時点では7万5,000人になっておりますけれども、これを含めさらにもっと言えば長期入院患者、その7万5,000人に限らず全体として精神医療体系がどうあるべきかということについて、さらに議論が必要だという認識を持っておりますので、そういう観点でご議論いただければと思っております。

#### ○潮谷部会長

ほかに。はい、どうぞ。

#### ○寺尾自立支援振興室長

自立支援振興室長の寺尾でございます。

ご質問がありました地域生活支援事業の中身のことでございますが、竹下委員からありました移動支援の障害別の状況ということでございますが、これは移動支援の実施方法、市町村、ニーズに合わせていろんな方法を取り組んでおりまして、現状で我々把握しておりますのは、実施市町村数の実施状況、実施指定別市町村の数しか今のところ把握しておりません。それで、実際には障害種別別に分けておるところと分けていないところもあるようございまして、ちょっとそこまではまだデータとしてとり得ておりません。

それと、資料3の5ページでございます。小規模作業所の移行状況ということでお2人の委員からご質問ございました。これは5ページの表を見ていただきますと、18年度小規模作業所の数が5,723ございまして、18年の10月時点で移行が756カ所と、こうなっております、12.9%でございますが。その移行の内訳が地域活動支援センターへ移行したのが455カ所、個別給付事業の方へ移行したのが162カ所、個別給付事業との統合されたのが

139カ所、これが移行した内訳でございます。それと小規模作業所そのまま存続しておるのが5,094カ所というふうになっておりまして、それで廃止が28カ所。見方がこれが右端の19年10月時点に移行していったときの数が移行済みが2,550カ所で43.4%になってその内訳が3つあると、こういうことになっております。

それで、廃止の状況でございますが、我々把握しておりますのは、統合した場合や、片方に吸収された場合に、2つが1つになった場合に片方廃止という位置づけにはしておりませんが、それから現状の就労継続支援施設に移行した場合に、利用者だけが移行した場合に、小規模作業所のほうは廃止したという整理をしております。そういう数の出し方でございますが、あとは利用者の方の状況ということでございますが、必ずそういうふうに移行先へちゃんと統合されていると、あとは家庭復帰した方も少しはおりますが、家庭でおられるという方も少しはいますが、ほとんどがそれぞれのほうへ移行しております。

以上でございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

○大濱委員

すみません。金額ベースの把握が全くないんですけれども。

○潮谷部会長

数字的なことは事務局、後で出されるということでもよろしゅうございますか。

○川尻企画課長

改めて調べ直さなければいけないものについては、次回というよりは次々回になるかもしれませんが、できるだけお求めのあったデータにつきましては出させていただこうと思います。

○潮谷部会長

時間が非常に制約された中で、今日はたくさんの皆様方からのご意見、それから事務局側からの提案の中身も盛りだくさんでございまして、発言できなかった委員の皆様には欲求不満のままお帰りいただくということになろうかと思いますが、ぜひそれぞれのお立場の中から、今日の資料を再度詳細にご覧になられて、事務局に対して意見をお出しいただくということも論議を進めていく上での大変大事な方向性かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○伊藤委員

部会長、すみません。今のことについて、すみません。

ちょっとすみません。私も欲求不満なんでございまして、限られた期間で限られた時間の中で、これだけの大勢の委員の方からご意見を、それで堂本委員が言われたとおりに、できれば論点整理した中で、次回のこの委員会の中で検討すべき内容を整理していただいて、事前にお送りいただければより深みのある、実りのある話ができるのではないかと、こういうことを思いますので、一言。

以上でございます。

#### ○潮谷部会長

先ほど、事務局のほうからございましたように、事務局作業の中で論点整理をし、テーマを明確にしていくということが言われたところでございますので、できるだけ資料等を早目に届けていただくという努力をお願いをいたしたいと思えます。

それでは、事務局にここ辺りでバトンタッチをさせていただいて、締めくくりにさせていただこうと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

皆様本当にありがとうございました。では、事務局お願いいたします。

#### ○川尻企画課長

それでは、次回以降の進め方でございますけれども、次回以降は、まず日程調整をさせていただいた後に、次回はどういう分野についてご議論いただくかという分野を明示した上でご案内をさせていただこうと思えます。それから、それに関連する資料は、部会の案内通知と同時かどうかというところちょっと難しいかもしれませんが、できるだけ早く各委員にはお届けをしたいというふうに思っております。そういう意味で、次回以降はある程度分野ごとにご議論いただくということで予定をしているところでございます。

日程につきましては、5月下旬というものを一応の予定にしておりますけれども、日程調整が必要でございますので、机上のほうに日程調整表を配布させていただいております。それを今ここで書いていただくか、あるいは後で事務局宛てご送付をいただければというふうに思っております。

それでは、本当に本日はご多忙の中ご出席いただき、熱心にご議論いただきましてどうもありがとうございました。

(了)